

宝塚市飼い主のいない猫に関する活動指針

平成23年(2011年)9月

目次

I 活動指針策定の背景

II 活動指針の策定

III 活動指針の体系

IV 推進項目

1 地域の合意形成

(1) 地域住民の協力と理解

(2) 自治会等への説明

2 活動のルール

(1) 苦情への対応

(2) 餌の与え方

(3) トイレの設置

(4) 不妊、去勢手術

(5) 耳カット

(6) 飼い猫化の努力

宝塚市飼い主のいない猫に関する活動指針

I 活動指針策定の背景

近年、飼い主のいない猫（野良猫）のふん尿や鳴き声などで困っているという相談・苦情が市に多く寄せられます。

しかし、飼い主のいない猫に関しては、法的整備がなく、行政が捕獲するなどの直接的な対応が出来ないことから、猫に餌を与えている人に対する餌の与え方の注意、保護した猫の引き取りを希望する者に対する兵庫県動物愛護センターへの紹介といった対処療法的な方法により対応していますが、いずれも効果的な解決策ではなく、市として具体的な対策が取れないことから、市民の間からは不満の声が上がっていました。

そのため、平成 21 年 9 月、本市が目指すべきペット行政の方向性を検討し、飼い主のいない猫を減らすための活動指針等を作成することを目的として、兵庫県、宝塚市及び宝塚市環境衛生推進協議会役員等で構成する「宝塚市ペットとの共生都市のあり方検討会議」を設置し、平成 22 年 11 月にその検討結果をまとめた「ペットとの共生都市のあり方に関する中間報告書」が、市長に提出されました。

報告書では、問題解決に向けたひとつの解決策として、現在、環境省が進めているように、猫の問題を地域の環境問題として捉え、地域住民が協力し、飼い主のいない猫を「地域で一時保護し、不妊・去勢手術を施した後、元の場所に放し、地域で管理することにより、減らす活動」いわゆる「地域猫活動」を進めることが望ましいとしています。

II 活動指針の策定

地域猫活動を進めるうえで、本活動がどのような活動であるかがまだまだ市民の間で知られていないことから、活動を行う地域住民の理解を得ることが大きな課題となっています。

また、不適切な活動を行うことによって付近住民に迷惑を及ぼすことも避けなければなりません。

そのため、活動に対して地域住民の理解を得ることや、活動実施者及び取組み協力者が取組みを進めるうえで注意すべき事項や遵守すべき事項を定めることにより、本取組みのスムーズな推進を図ることを目的として、「宝塚市飼い主のいない猫に関する活動指針」（以下「活動指針」という。）を作成することとしました。

Ⅲ 活動指針体系

《基本方針》

地域内に生息する飼い主のいない猫に不妊、去勢手術を施し、地域で世話をすることにより、地域内に生息する飼い主のいない猫を減らし、猫による苦情を減らす。

《推進項目の柱》

《推進項目》

1 地域の合意形成

- (1) 地域住民の協力と理解
- (2) 自治会等への説明

2 活動のルール

- (1) 苦情への対応
- (2) 餌の与え方
- (3) トイレの設置
- (4) 不妊、去勢手術
- (5) 耳カット
- (6) 飼い猫化の努力

Ⅳ 推進項目

1 地域の合意形成

(1) 地域住民の協力と理解

飼い主のいない猫に対する取組みについては、周辺住民の理解が不可欠であり、地元地域の合意が重要です。地元の理解と協力がなければ、住民同士のトラブルの原因になります。

トラブル解決のためには、飼い主のいない猫を減らすための取組みであるということを、周辺の人々に十分に説明し、理解を得る必要があります。

そのためには、事前に各関係者が集まり、現状を確認したうえで、活動を行うか検討し、合意形成の上で活動を開始することが必要です。

また、地域で話し合いを行う場合は、実際に活動を行う者、猫好き、猫が苦手、猫の管理に反対といった違った立場の地元住民の参加で行うことが重要です。

(2) 自治会等への説明

飼い主のいない猫に対する取組みを行なおうとする地域は、その地域の属する自治会長等に対して、取組み目的や取組み内容について十分説明し、理解を得たうえで行うことが必要です。

また、取組みの説明を受けた自治会長等は、取組みが行なわれる地域の周辺住民に対し、取組み目的や取組み内容について理解が得られるよう努める必要があります。

2 活動のルール

地域で役割分担、ローテーション、日程を決め、無理なく活動が継続できる体制づくりが必要です。

(1) 苦情への対応

猫が苦手な人もいることを理解し、周辺住民の理解を得るよう心がけ、苦情には速やかに穏やかに対応する必要があります。

そのために、複数人でグループを作って代表者を決め、連絡先なども明確にすることにより、トラブルや問題が発生した場合は、苦情や意見は真摯に受け止め、取組みの趣旨と協力方法について、十分話し合っ解決することが必要です。

(2) 餌の与え方

餌やり場は、地域住民の迷惑がかからない場所に固定します。決して、他人の家の玄関先やガレージ、マンションの出入り口などを無断で「餌場」として使用しないことが必要です。

餌は、決められた時間に、猫が食べきれだけの量を与え、食べ終わるのを待って容器を回収し、周辺の清掃を行います。決めた時間以外の餌やりと置き餌は絶対に行わないことが重要です。

特に置き餌は、カラスやネズミによる餌の散乱、ハエ、ゴキブリなどの害虫発生や悪臭の原因になるため、絶対に行わないことが重要です。

(3) トイレの設置

周辺住民の理解が得られる場所にトイレを設置し、そこで排泄させるようにする必要があります。

排泄場所は常に清潔に保ち、排泄物は速やかに片付けることが必要です。

また、定期的にパトロールなどを行い、トイレ以外の場所に排泄している場合は、速やかに処理、清掃を行う必要があります。

(4) 不妊、去勢手術

猫の健康状態を見て、正しい知識のもと、不妊、去勢手術を行い、新しい飼い主に譲渡することや自分で飼うことができない子猫の繁殖を防ぐことで、地域から飼い主のいない猫を減らす必要があります。

また、不妊、去勢手術を行うことにより、性質がおとなしくなり、行動範囲が狭くなって、発情期の鳴き声やマーキングなども抑えられます。

(5) 耳カット(片耳の一部にV字カット)

世話をしている猫を把握し、他の人にもその猫には世話をしている人がいることや、不妊、去勢手術を施した猫であることを識別するために、動物病院の獣医師に依頼して耳カットを実施しておくことが必要です。

(6) 飼い猫化の努力

若い猫は、比較的容易に飼い猫化することができるため、屋内飼育が可能な飼い主を探すなど、その猫のために少しでも良い環境を整える努力をすることが必要です。

また、継続的な餌やりにより、飼い猫に近い状態まで慣れさせてから保護することができた成猫については、できるだけ新しい飼い主を見つけることが必要です。